

松江市告示第 447 号

松江市要介護認定等に関する個人情報提供取扱要綱（平成 22 年松江市告示第 367 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 7 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(情報提供申請者の範囲等)</p> <p>第 3 条 介護認定情報の提供(以下「情報提供」という。)の申請をすることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(3) 略</p> <p>(4) 介護サービス計画の作成又は介護サービスの提供について本人と契約し、又は契約を予定している指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設又は地域密着型介護サービス事業者</u>(本人の介護サービス計画を作成する場合又は本人に介護サービスを提供する場合に限る。以下「事業者等」という。)</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(情報提供申請者の範囲等)</p> <p>第 3 条 介護認定情報の提供(以下「情報提供」という。)の申請をすることができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(3) 略</p> <p>(4) 介護サービス計画の作成又は介護サービスの提供について本人と契約し、又は契約を予定している指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者<u>又は</u>介護保険施設_____ (本人の介護サービス計画を作成する場合又は本人に介護サービスを提供する場合に限る。以下「事業者等」という。)</p> <p>(5)～(7) 略</p>

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。